

松江市告示第 216 号

松江市高齢者移送活動支援補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 199 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等) 第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の額 <u>等</u> 及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		(補助の対象等) 第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の額__及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
略		略	
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。